

県出資法人あり方検討会  
報 告 書

平成21年11月  
県出資法人あり方検討会

## 目 次

1	はじめに	2
2	検討会の活動経過	3
3	検討の経緯	5
4	見直しの考え方	7
5	検討結果	9
	(別紙) 法人別検討結果一覧	11
	(参考) 法人の概況	19
6	おわりに	22
7	県出資法人あり方検討会委員名簿	24
8	調査関係部課室	24

## 1 はじめに

県の出資法人は、県民福祉の向上や産業の振興等、様々な分野で県政の一翼を担ってきたところであるが、規制緩和に伴う民間活力の活用や地方分権の進展など、社会情勢が大きく変化し、期待される役割も設立当時と大きく異なったものとなってきている。

県においては、栃木県行財政改革大綱に基づき、県と特に関係の深い32法人について、具体的な見直しの内容をまとめた「特定指導法人の見直し基本方針」を平成19年度に策定し、この方針に沿って見直しに取り組んでいるが、ひっ迫する地方自治体の財政状況においては、県の出資法人に対し、更なる見直しの取組を求めざるを得なくなってきた。

県議会としても、昨年度「企業局事業等あり方検討会」において、県出資法人の見直しについて一定の方向性を示したところであるが、法人数が多く内容も多岐にわたっていることから、本検討会において引き続き調査検討を進めたものである。

検討に当たっては、見直し対象とした32法人について、一切の予断を持たずに、設立目的や設立趣旨に立ち返り、現在の県政にとって法人が必要とされているか、県・市町村・民間等との役割分担は適切かなどの視点から議論を尽くし、「自立」、「存続」、「統合」、「廃止」の4つの区分に整理し、委員全員の意見の一致のもと、提言をまとめている。

今後、この報告書の提言が、県の出資法人を最善な方向へと導き、県民益の最大化につながることを望むものである。

平成21年11月20日

県出資法人あり方検討会  
会長 板橋 一好

## 2 検討会の活動経過

- (1) 平成21年3月25日(水) 【第1回 定例会中】  
ア 第296回定例会において、本検討会が設置され、委員が選任された。  
イ 正副会長互選の結果、会長に板橋一好委員が、副会長に野田尚吾委員が選任された。  
ウ 議長から「県出資法人のあり方について」の諮問があった。
- (2) 平成21年4月24日(金) 【第2回 閉会中】  
ア 委員席を決定した。  
イ 年間活動計画を決定した。  
ウ 活動テーマを決定した。：活動テーマ「県出資法人のあり方について」
- (3) 平成21年5月25日(月) 【第3回 閉会中】  
○ 企業局事業等あり方検討会において存続案件とした12法人のあり方について意見交換を行った。
- (4) 平成21年6月10日(水) 【第4回 定例会中】  
ア 第3回の検討会で意見交換を行った12法人のあり方について検討し、正副会長案を決定した。  
イ 企業局事業等あり方検討会において統合案件とした12法人のあり方について意見交換を行った。
- (5) 平成21年6月22日(月) 【第5回 閉会中】  
○ 第4回の検討会で意見交換を行った12法人のあり方について検討を行った。
- (6) 平成21年7月6日(月) 【第6回 閉会中】  
ア 第5回の検討会で検討した12法人のあり方について、引き続き検討を行った。  
イ 企業局事業等あり方検討会において意見の集約に至らなかった案件とした8法人のあり方について意見交換を行った。
- (7) 平成21年7月22日(水) 【第7回 閉会中】  
ア 第6回の検討会で意見交換した意見の集約に至らなかった案件8法人のあり方について検討を行った。  
イ 県出資法人を所管する関係部長及び教育次長と、法人のあり方について意見交換を行った。

- (8) 平成21年9月15日(火) 【第8回 閉会中】  
○ 第7回の検討会で検討した8法人のあり方について検討を行った。
- (9) 平成21年10月8日(木) 【第9回 定例会中】  
○ 32の県出資法人のあり方について総括討議を行った。
- (10) 平成21年10月29日(木)～30日(金) 【第10回 閉会中】  
○ 静岡県総務部行政改革室を訪問し、県出資法人のあり方について関係者から説明を受け、意見交換を行った。
- (11) 平成21年11月5日(木) 【第11回 閉会中】  
○ 報告書骨子案の検討を行った。
- (12) 平成21年11月20日(金) 【第12回 閉会中】  
○ 報告書案の検討を行った。

### 3 検討の経緯

本検討会に先立ち、平成 20 年度に「企業局事業等あり方検討会」において、県出資法人等の検討を行ったところであり、その結果は以下のとおりである。

#### (1) 検討結果

##### ○ 県出資法人等について

県出資法人等の提供している公共サービスが県民生活に及ぼす影響が多  
大であることに鑑み、各法人の設立趣旨に立ち返った見直しが必要である。  
県議会内に引き続きこの問題を検討する組織を設け、可及的速やかに県議  
会として対応方針をまとめるべきである。

#### (2) 対象法人

平成 18 年 4 月に県が策定した、「栃木県出資法人等指導指針」に規定す  
る県の出資法人等のうち、県が主体となって重点的な指導を行う特定指導法  
人（32 法人）を対象として検討を行い、「存続」、「統合」、「その他」に  
区分し、報告を行った。

##### ① 「統合」で意見の集約ができた団体（以下「統合」）

- 栃木県土地開発公社
- (財) とちぎ男女共同参画財団
- (財) とちぎ青少年こども財団
- (福) とちぎ健康福祉協会
- (福) 栃木県社会福祉協議会
- (財) 栃木県臓器移植推進協会
- (株) とちぎ産業交流センター
- (財) とちぎ県産品振興協会
- (社) 栃木県観光協会
- (財) 栃木県農業振興公社
- (社) とちぎ農産物マーケティング協会
- (社) 栃木県緑化推進委員会

② 「存続」で意見の集約ができた団体（以下「存続」）

- 栃木県道路公社
- （財）栃木県育英会
- （財）栃木県消防協会
- （財）栃木県保健衛生事業団
- （財）栃木県産業振興センター
- （財）大谷地域整備公社
- （株）日光自然博物館
- （財）栃木県建設総合技術センター
- （財）栃木県民公園福祉協会
- （財）栃木県体育協会
- （財）栃木県暴力追放県民センター
- （財）栃木県交通安全協会

③ 意見の集約に至らなかった団体（以下「その他」）

- 栃木県住宅供給公社
- （財）とちぎ生涯学習文化財団
- （財）栃木県国際交流協会
- （財）栃木県環境保全公社
- （社）栃木県畜産協会
- （社）栃木県治山林道協会
- （財）栃木県森林整備公社
- （財）日光杉並木保護財団

## 4 見直しの考え方

### (1) 公益法人等に県が出資（出えん）する目的・理由

県が出資または出えんして設立し、あるいは支援をしている法人等（以下、「出資法人等」という。）は、県政経営の重要な一翼を担い、公益的、公共的な活動を展開して、県の役割を補完しつつ、公共サービスを提供するなど、県民福祉の向上等のため大きな役割を果たしてきている。

そもそも、これら出資法人等に県が出資（出えん）する目的や理由は、県民益の最大化を図るという観点から、行政目的の実現を図るために、公共性、公益性を重視しつつも、法的制約や目的遂行に係る手法や投入する経費や人員等において弾力的かつ俊敏な対応を可能とする点に求められる。

### (2) 見直しを必要とする理由

ア 現在の出資法人等を取り巻く環境は、厳しいものがある。即ち、低金利水準が続くことによる財産運用収入の減少や設置の際に予定した業務量の減少、地方分権型社会における県と市町村や民間との役割分担の変化、指定管理者制度の導入など公的サービス部門への民間の参入など新たな事態が起こっていることである。

こうした時代的な社会的環境の変化により、出資法人等はその存在意義が希薄化の傾向にあると認められることに鑑み、時代の要請に沿って、そのあり方の見直しが求められることになる。

イ 出資法人等には、これまでに行政の補完的役割を果たすという観点から、出資（出えん）のみにとどまらず、継続的に財政的・人的支援が多角的に行われてきた。しかし、今日では県の財政環境には逼迫した状況が生まれており、県の財政再建への取り組みも踏まえ、もはやこれまで通りの支援を行う環境にはないと認識する必要がある。

### (3) 見直しの視点

ア 今回の特定指導法人（32 法人）の見直しは、県の特定指導法人の見直し基本方針（平成 20 年 3 月）と、その方針のもとになった県行政改革推進委員会報告書（平成 19 年 11 月）、そして県議会の企業局事業等あり方検討会報告（平成 21 年 3 月）を踏まえながら、次の視点に立って行った。



- ① 設立の目的や趣旨が達成されたか、ニーズが消失したか。とすれば、出資法人等の存在意義はない。
- ② 設立の目的や趣旨からして、業務が逸脱しているか、機能的にみて追加（修正）されたか、変質したか。とすれば、出資法人等自体を元に戻すか、増強または縮小するか、機能の加除を含めて組織の再編成をする必要が出てくる。

イ 上記アにより出資法人等の業務の見直しを進め、新しいスタイルを作り出すことを念頭に、次のように仕分けを行った。

- ① 民間でできるものは民間で行う（指定管理者制度を含む民営化）
- ② 市町村へ業務を移管する（地方分権）
- ③ 増強して取り組む（自立を含む）
- ④ 県が直接執行する。
- ⑤ 他の出資法人等と統合して取り組む。（再編を含む）
- ⑥ 廃止する。

ウ 上記に基づいて、対象とした 32 の出資法人等を、存続・統合・自立・廃止の 4 つに区分した。

- ① 存続 出資法人等の存立意義を認めることができることから、存続させることが妥当と判断する。
- ② 統合 独立した出資法人等として存続する意義が認められない、又は他の法人と統合することにより一層効率的な事業の実施が期待できると判断する。
- ③ 自立 出資法人等の存立意義を認めることができ、かつ行政の支援を受けることなく事業の実施ができると判断する。
- ④ 廃止 もはや存立する意義が認められない、または、他法人との再編により機能を再編すべきと判断する。

- \* なお、①から④は基本的な類型であって
- 「存続」であっても一定の条件を付すべきと考えられるもの
  - 「統合」であっても全事業分野を存置させたまま他法人に吸収合併の形態をとるもの
  - 「自立」であっても一層の業務の精選を図る必要があると考えるもの
  - 「廃止」であってもある事業分野を他法人に移管した上で解散すべき（当該事業分野については何らかの継続の理由がある。）と考えられるものについては、各法人毎に付帯的な条件を付してある。

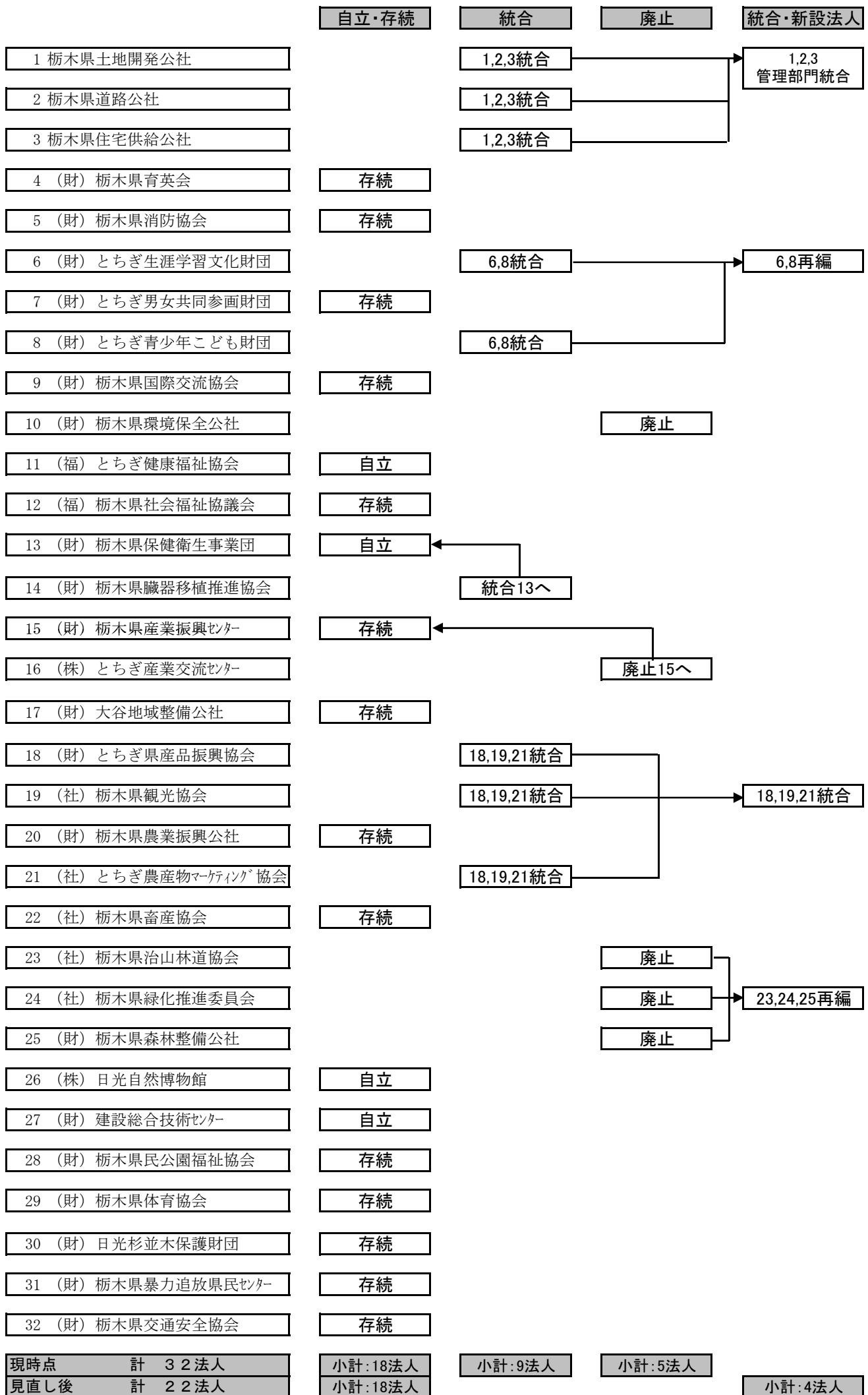
## 5 検討結果

(1) 法人別結果 別紙一覧のとおり (11 ページから ページ)

(2) 分類別法人数集計表

区 分	現時点の 法人数 (A)	見直し後 の法人数 (B)	差 (B-A)	備 考
【自立】	4	4	0	
【存続】	14	14	0	
【統合】	9	3	△6	
【廃止】	5	1	△4	(B)は再編により新設されるもの
計	32	22	△10	

(3) フローチャート(10 ページ)



# 法人別検討結果一覧

No.	法人名	区分	ページ
1	栃木県土地開発公社	【統合】	----- 12
2	栃木県道路公社	【統合】	----- 12
3	栃木県住宅供給公社	【統合】	----- 12
4	財団法人 栃木県育英会	【存続】	----- 12
5	財団法人 栃木県消防協会	【存続】	----- 12
6	財団法人 とちぎ生涯学習文化財団	【統合】	----- 13
7	財団法人 とちぎ男女共同参画財団	【存続】	----- 13
8	財団法人 とちぎ青少年こども財団	【統合】	----- 13
9	財団法人 栃木県国際交流協会	【存続】	----- 13
10	財団法人 栃木県環境保全公社	【廃止】	----- 13
11	社会福祉法人 とちぎ健康福祉協会	【自立】	----- 14
12	社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会	【存続】	----- 14
13	財団法人 栃木県保健衛生事業団	【自立】	----- 14
14	財団法人 栃木県臓器移植推進協会	【統合】	----- 14
15	財団法人 栃木県産業振興センター	【存続】	----- 14
16	株式会社 とちぎ産業交流センター	【廃止】	----- 15
17	財団法人 大谷地域整備公社	【存続】	----- 15
18	財団法人 とちぎ県産品振興協会	【統合】	----- 15
19	社団法人 栃木県観光協会	【統合】	----- 15
20	財団法人 栃木県農業振興公社	【存続】	----- 15
21	社団法人 とちぎ農産物マーケティング協会	【統合】	----- 16
22	社団法人 栃木県畜産協会	【存続】	----- 16
23	社団法人 栃木県治山林道協会	【廃止】	----- 16
24	社団法人 栃木県緑化推進委員会	【廃止】	----- 16
25	財団法人 栃木県森林整備公社	【廃止】	----- 16
26	株式会社 日光自然博物館	【自立】	----- 17
27	財団法人 栃木県建設総合技術センター	【自立】	----- 17
28	財団法人 栃木県民公園福祉協会	【存続】	----- 17
29	財団法人 栃木県体育協会	【存続】	----- 17
30	財団法人 日光杉並木保護財団	【存続】	----- 17
31	財団法人 栃木県暴力追放県民センター	【存続】	----- 18
32	財団法人 栃木県交通安全協会	【存続】	----- 18

No	法人名	上段:区分 下段:説明
1	栃木県土地開発公社	<p>【統合】栃木県道路公社、栃木県住宅供給公社、企業局</p> <p>○今日における土地開発公社の存立の意義(従来通りの事業規模の確保や事業の性質)を問い直す必要がある。</p> <p>○業務量の減少に伴う組織、人員のスリム化を具体的に進める。</p> <p>○産業団地造成については、機能を企業局に統合する。</p> <p>○用地の先行取得、土地の斡旋、調査等の機能は維持する。(法人格は残す。)</p> <p>○管理業務を、栃木県道路公社、栃木県住宅供給公社と統合する。</p>
2	栃木県道路公社	<p>【統合】栃木県土地開発公社、栃木県住宅供給公社</p> <p>○長期債務の縮減に努めるとともに、財源確保策を講じる等、経営体質の改善を図る。</p> <p>○料金徴収と管理コストとの比較検討等、管理費用の圧縮に向けた具体的な対応策を講じる必要がある。</p> <p>○駐車場管理及び受託業務の指定管理者制度の導入や一般競争による民間開放を進める。</p> <p>○県の見直し基本方針において、新規事業は実施しない方針のため、道路建設を除く他の機能は維持する。(法人格は残す。)</p> <p>○管理業務を、栃木県土地開発公社、栃木県住宅供給公社と統合する。</p>
3	栃木県住宅供給公社	<p>【統合】栃木県土地開発公社、栃木県道路公社</p> <p>○新規分譲を実施しないことから、実質的な廃止とし、管理業務については、栃木県土地開発公社・栃木県道路公社と統合する。</p>
4	財団法人 栃木県育英会	<p>【存続】</p> <p>○少子化の進行や今後の経済の見直しからして存在意義は大きく、事業を継続発展させて人材の育成に寄与するべきである。</p> <p>○東京学生寮は、老朽化したが建物は堅固で使用可能な状態にあり、計画的な修繕等の対応策を早期に検討する必要がある。建て替えにあたっては長期計画を立て、民活や寄付金の増加のための条件整備などを進める。</p>
5	財団法人 栃木県消防協会	<p>【存続】</p> <p>○県の見直し基本方針に沿った対応を進める。</p> <p>○民間で管理可能な防災館の指定管理者については、この業務からの撤退を検討するとともに、会費制の導入等により、将来的には自立した運営を目指すべきである。</p>

No	法人名	上段:区分 下段:説明
6	財団法人 とちぎ生涯学習文化財団	<p>【統合】(財)とちぎ青少年こども財団とともに再編</p> <p>○生涯学習振興事業(県民カレッジ)は、事業を縮小しても中止することなく実施していく必要がある。 ○埋蔵文化財センターの業務量(開発に伴う発掘等)の減少などを踏まえて、県立博物館の運営も視野に管理運営方針を見直す。 ○しもつけ風土記の丘資料館については、なす風土記の丘資料館の管理方法も踏まえ検討する。 ○財団は廃止し、生涯学習、文化振興事業と総合文化センターの管理機能にして、その上で、(財)とちぎ青少年こども財団と再編する。</p>
7	財団法人 とちぎ男女共同参画財団	<p>【存続】</p> <p>○財団は男女共同参画の主体的な支援として各種事業を行っており、男女共同参画にかかる支援や女性の社会参加支援に県の果たすべき役割も大きいと認識する。 ○県職員依存の人的体制による運営については課題である。 ○事業展開は自主事業や受益者負担による財源確保を図るべきである。 ○男女共同参画センターの業務は、新たに設置される女性自立支援センター(県直営の方針)と併せて、DV支援の機能の整理を含めて検討する。 ○男女共同参画センターの施設管理は、指定管理者・県直営を含め、効率的な方法で行う。</p>
8	財団法人 とちぎ青少年こども財団	<p>【統合】(財)とちぎ生涯学習文化財団とともに再編</p> <p>○県関係職員(OBや派遣)への依存度が高い状態にあり、指定管理者の受託(とちぎ青少年センター、わくわくグランディ科学ランド、なす高原自然の家、とちぎ海浜自然の家)については、管理運営について各々個別化を図る方向で見直す。 ○財団は廃止し、財団が行う事業については、(財)とちぎ生涯学習文化財団と再編して対応する。</p>
9	財団法人 栃木県国際交流協会	<p>【存続】</p> <p>○協会と県国際課との業務上の機能分担を明確にして、県の直轄業務を再構成するべきである。 ○協会の機能として外国人の生活支援や就職支援などを強化し、自主財源として、会員からの会費徴収や有料講座の開催に努め、今後さらに効率的運営を図る。</p>
10	財団法人 栃木県環境保全公社	<p>【廃止】</p> <p>○啓発や情報提供事業だけなら存在意義は疑問で、馬頭処分場の完成をまって、県全体の廃棄物処分場の必要性を精査したうえで業務を検証し、必要がなければ廃止する。</p>

No	法人名	上段:区分 下段:説明
11	社会福祉法人 とちぎ健康福祉協会	<p>【自立】</p> <p>○県の見直し基本方針に沿った対応を進める。 ○わかくさ(母子生活支援施設)と新たに設置される女性自立支援センターは、各々の役割と意義を明確にして、運営にあたるべきである。 ○基本計画を立て人員削減、給与水準の適正化に取り組んでいるところであり、引き続き、自立運営に向けた対応が必要である。 ○自立の方針で対処する。</p>
12	社会福祉法人 栃木県福祉協議会	<p>【存続】</p> <p>○福祉関連業務での事業展開は過大傾向にある。福祉のすきまは埋まりつつあり、福祉全体を丸抱えする観点を変え、業務や機能の具体的な精選化を進める必要がある。 例:各種研修からの撤退または受益者負担の導入(ボランティア支援や民生委員関連、人材育成も同様)、市町への事業移譲など ○貸付事業に評価制度の導入を図る。 ○他法人との統合は困難と理解する。存続を前提に基本方針に沿った対応を具体的に進める。</p>
13	財団法人 栃木県保健衛生事業団	<p>【自立】(財)栃木県臓器移植推進協会を統合</p> <p>○県の見直し基本方針に沿った対応を進める。 ○民間や他法人の参入も見られる業務が増大する傾向にあるため、競争性を高めた上で、体質強化を図りながら自立運営する。 ○(財)栃木県臓器移植推進協会を統合し、その機能を存続する。</p>
14	財団法人 栃木県臓器移植推進協会	<p>【統合】(財)栃木県保健衛生事業団</p> <p>○県の見直し基本方針に沿った対応を進める。 ○臓器移植関連事業の意義は大きく、一層の取組が必要と理解するが、零細・単独での事業展開よりも、他組織との統合による新展開での事業効果に期待する。 ○(財)栃木県保健衛生事業団に統合する。</p>
15	財団法人 栃木県産業振興センター	<p>【存続】(株)とちぎ産業交流センターを取り込む</p> <p>○センター利用者側の意見や要望が、業務や事業計画により反映しやすいシステムを構築する必要がある。 ○機能の拡大・細分化が進み、他法人との間に重複も懸念される。(人材育成・交流促進と研究開発・起業家支援の機能で(株)とちぎ産業交流センターとは近似の関係にある。) ○新産業創出・人材育成の観点で、(株)とちぎ産業交流センターの機能を取り込み、経営体質の強化を図る必要がある。</p>

No	法人名	上段:区分 下段:説明
16	株式会社 とちぎ産業 交流センター	【廃止】機能・資産を(財)栃木県産業振興センターへ
		○産学官交流事業の一層の展開を図る必要がある。 ○貸事務室の利用促進による研究支援・創業支援を拡充する必要がある。 ○(財)栃木県産業振興センターとの間には、事業展開で重複がみられ、研究起業家支援、産学官交流促進などに対応する観点で整理する必要がある。 (職員が兼務しており、場所も隣接・事務室貸借関係) ○(株)とちぎ産業交流センターは廃止し、機能・資産については(財)栃木県産業振興センターに引き継ぐ。
17	財団法人 大谷地域整備公社	【存続】
		○設立から約20年が経過しているが、問題に対する打開策が見い出せていないため、検討の終期を区切った形での関係者間による、県関与の方針提示も含めた具体的な検討を早急に進めるべきである。 ○3年を目途に解決に向けた道筋を立てることとし、地域に必要な措置が講じられなければ公社を廃止する。
18	財団法人 とちぎ県産品 振興協会	【統合】(社)栃木県観光協会、(社)とちぎ農産物マーケティング協会
		○県産品の振興には、農商工の連携及び一体的取組が必要である。 ○(社)栃木県観光協会とは統合が実現した。(10/21登記)  新名称「社団法人栃木県観光物産協会」
19	社団法人 栃木県 観光協会	【統合】(財)とちぎ県産品振興協会、(社)とちぎ農産物マーケティング協会
		○物産と観光の両面で、本県ブランド戦略の一翼を担う体制の整備が必要である。 ○体験型旅行は幅広く支持されており、その観点で農業体験など農業部門との連携構築を図る必要がある。 ○市町の観光部門との連携を図る必要がある。 ○(財)とちぎ県産品振興協会とは統合が実現した。(10/21登記)  新名称「社団法人栃木県観光物産協会」
20	財団法人 栃木県農業振興公社	【存続】
		○なかがわ水遊園と水産試験場を一体で管理する可能性を検討するべきである。 ○事業は展開が過大で、かつ県事業の下請け的な様相もみられることから、とちぎ花センターやなかがわ水遊園に係る指定管理者の受託についての妥当性などの検討も含め、精査をするべきである。



No	法人名	上段:区分 下段:説明
21	社 団 法 人 とちぎ農産物 マーケティング協会	【統合】(社)栃木県観光協会、(財)とちぎ県産品振興協会
		○協会の業務は農畜産物中心の生産部門支援に重点が置かれる中で、機能を流通販路拡大部門に特化する方向で検討するべきである。 ○特化した流通販路拡大部門については、(社)栃木県観光協会と(財)とちぎ県産品振興協会が統合した新団体「社団法人栃木県観光物産協会」と統合する。 ○残された機能については、JA等の農業生産団体または(財)栃木県農業振興公社への移管を検討する。
22	社 団 法 人 栃木県畜産協会	【存続】
		○県の見直し基本方針に沿った対応とする。 ○なお、引き続き、農業振興公社の畜産関係基盤整備事業などとの関連も含め、経営支援機能面での統合も検討する。 ○また、経営安定を見通し、自立も視野に入れることとし、畜産をめぐる状況等に变化がある場合は再度検討する。
23	社 団 法 人 栃木県治山林道協会	【廃止】(財)栃木県森林整備公社、(社)栃木県緑化推進委員会とともに再編
		○事業量の減少による受託収入の減少や民間事業者の成長等を踏まえ、次の団体間で再編する。 →(社)栃木県緑化推進委員会、(財)栃木県森林整備公社、(社)栃木県治山林道協会 ○協会の機能中、測量設計部門は、(財)栃木県建設総合技術センターに統合する。
24	社 団 法 人 栃 木 推 進 会 緑 化 委 員 会	【廃止】(社)栃木県治山林道協会、(財)栃木県森林整備公社とともに再編
		○緑化推進組織の一層の充実策を具体的に講ずる必要があり、また事業展開に係る市町関与のあり方も検討が必要である。 ○森づくり県民税を徴収する中での募金活動は、実質的な二重行政の可能性もあり、緑の基金目標額(5億円)達成後は基金造成の中止が必要である。 ○市町組織の整備や緑の募金活動による、緑化本来の取組を求める。(業務改善) ○統合については、緑化推進委員会を軸にして、次の団体間で再編する。 →(社)栃木県緑化推進委員会、(財)栃木県森林整備公社、(社)栃木県治山林道協会
25	財 団 法 人 栃木県森林整備公社	【廃止】(社)栃木県緑化推進委員会、(社)栃木県治山林道協会とともに再編
		○公社は分収林契約の早期解除業務に特化し、債務処理を行い、その後廃止する。 ○分収林事業以外の機能(森林整備事業、林業労働力確保支援センター事業)については、県の直接執行および他法人との統合で対処する。 ○統合については、次の団体間で再編する。 →(社)栃木県緑化推進委員会、(財)栃木県森林整備公社、(社)栃木県治山林道協会

No	法人名	上段:区分 下段:説明
26	株式会社 日光自然博物館	【自立】
		○県の見直し基本方針に沿った対応を進める。 ○株式会社としての利点を活かした効率的な運営を進めるとともに、自立運営する。
27	財団法人 栃木県建設 総合技術センター	【自立】
		○受託業務のうち、収益の柱である工務業務については、競争性を高めるとともに、将来的には自立運営を図るべきである。 ○職員の削減を進めるとともに、透明性を確保する観点から、平成22年度を目途に随意契約の見直し等を図る。 ○下水道管理については、包括的民間委託制度の導入を検討する。 ○(社)栃木県治山林道協会の機能の内、測量設計部門を統合する。 ○県・市町村事業の補完の役割を担うとするセンターの役割を精査し、機能の整理を検討する。
28	財団法人 栃木県民公園 福祉協会	【存続】
		○将来展望に基づいた計画的な職員数の適正化を図るべきである。 ○自己所有のどちのきファミリーランドやプール等の施設については、維持管理経費と県民の需要や利便性も考慮しながら、そのあり方を早急に検討する。 ○当面は存続であるが、上記項目が整理された後に、公園管理に特化した対応策、教育文化スポーツ施設やレク施設等を含めた幅広い対応策、さらには造園業界の特長を生かしたコンソーシアム結成等の検討を進めるべきである。
29	財団法人 栃木県 体育協会	【存続】
		○県からの教員派遣については、教員依存の指導体制からの体質改善の観点から、そのあり方について早期に検討を進める。 ○今市青少年スポーツセンター及び射撃場については、施設の老朽化等の問題に対応するため、今後のあり方について早急に検討のうえ、方針を打ち出す必要がある。その際に、射撃場については、県の関与は不可欠であると認識する。 ○事業は展開が過大で絞り込みが必要な状態にあり、県の行政施策としてのスポーツ振興と公益法人業務とのあり方の整理や事務事業の精査、さらには会費制の導入等を進める。進展が見られない場合は、県は関与を見直し、自立運営を図る。
30	財団法人 日光杉並木 保護財団	【存続】
		○有名有力県の観点で日光杉並木の存在は大きく、積極的な保護育成が必要である。 ○日光杉並木の持つブランド力を生かし、本県のイメージアップにつなげるような事業展開を図る。

No	法人名	上段:区分 下段:説明
31	財 団 法 人 栃 木 県 暴 力 追 放 民 一 害 防 止 セ ン タ ー	<p>【存続】</p> <p>○県警自体の相談業務も充実しつつあることから、役割分担を明確化し、離脱者支援や非構成員関与のトラブル防止等に業務を絞り込むべきである。</p>
32	財 団 法 人 栃 木 県 交 通 安 全 協 会	<p>【存続】</p> <p>○県交通安全協会と地区協会の位置付けを明確にするとともに、会員資格や会費の低減化を図るなどの総合調整を行うべきである。</p> <p>○県委託業務の随意契約の見直しを進め競争性を高める必要があり、受託業務の整理とそれに見合った組織体制の整備及び職員数の適正化を図る必要がある。</p> <p>○2つの自動車運転教習所は、少子化及び民間との競合を勘案すると、今日ではその公益性は薄いため、廃止または民営化の方向で具体化等を検討する。また、これらに進展が見られない場合は、県は関与を見直し、自立運営を図る。</p>

## (参考)法人の概況

## i 業務概要・出資の状況

(単位：千円)

法人名	所管部	所管課	業務概要	県の出資・出えん割合等		
				県出資額	出資金総額	割合
1 栃木県土地開発公社	総合政策部	地域振興課	公共用地等の取得、管理、処分、工業団地等の造成、分譲等	20,000	20,000	100.0
2 栃木県道路公社	県土整備部	交通政策課	有料道路の建設及び管理	6,276,500	6,276,500	100.0
3 栃木県住宅供給公社	県土整備部	住宅課	住宅・宅地分譲、公的賃貸住宅管理業務等	2,000	2,000	100.0
4 (財) 栃木県育英会	経営管理部	文書学事課	大学・短大・高校生等に対する奨学金の貸与及び東京学生寮の運営		2,000	0.0
5 (財) 栃木県消防協会	県民生活部	消防防災課	水火災の予防思想の普及、予防施設の改善と災害防衛活動の強化等		5,186	0.0
6 (財) とちぎ生涯学習文化財団	県民生活部	県民文化課	文化振興、文化センターの管理、埋蔵文化財の調査保存、生涯学習の振興	50,000	50,000	100.0
7 (財) とちぎ男女共同参画財団	県民生活部	青少年男女共同参画課	男女共同参画に関する事業の実施、とちぎ男女共同参画センターの管理運営	38,000	38,000	100.0
8 (財) とちぎ青少年こども財団	県民生活部	青少年男女共同参画課	青少年の健全育成事業等	50,000	50,000	100.0
9 (財) 栃木県国際交流協会	産業労働観光部	国際課	在県外国人を対象とした相談事業や情報提供、諸外国との相互理解や友好交流を深める事業の実施	121,500	289,805	41.9
10 (財) 栃木県環境保全公社	環境森林部	廃棄物対策課	廃棄物の処理に関する調査研究	22,480	30,000	74.9
11 (福) とちぎ健康福祉協会	保健福祉部	保健福祉課	社会福祉施設の運営、その他各種社会福祉事業の実施等	30,920	1,859,938	1.7
12 (福) 栃木県社会福祉協議会	保健福祉部	医事厚生課	民間社会福祉団体の連絡調整、生活福祉資金の貸付、権利擁護センターの運営等		21,340	0.0
13 (財) 栃木県保健衛生事業団	保健福祉部	健康増進課	県民の健康の保持増進を図るため、予防医学分野における検診、検査等の保健衛生事業等		50,000	0.0
14 (財) 栃木県臓器移植推進協会	保健福祉部	健康増進課	臓器移植に係る普及啓発等	182,809	302,450	60.4
15 (財) 栃木県産業振興センター	産業労働観光部	産業政策課	地域企業の経営基盤の強化や技術高度化、創造的な事業活動の支援	5,000	15,000	33.3
16 (株) とちぎ産業交流センター	産業労働観光部	産業政策課	交流センターの運営、貸室	800,000	2,731,000	29.3
17 (財) 大谷地域整備公社	産業労働観光部	工業振興課	大谷石採取場跡地の安全対策の総合的な推進	30,000	50,000	60.0
18 ※(財) とちぎ県産品振興協会	産業労働観光部	観光交流課	県産品の普及及び販路拡張、栃木県立宇都宮産業展示館の管理運営	150,000	382,310	39.2
19 ※(社) 栃木県観光協会	産業労働観光部	観光交流課	県内の観光事業の振興			
20 (財) 栃木県農業振興公社	農政部	農政課	農地保有合理化事業、農業後継者育成確保事業、農用地等基盤整備事業、食と農の理解促進事業等	5,000	30,000	16.7
21 (社) とちぎ農産物マーケティング協会	農政部	経済流通課	県産農産物の生産振興、流通及び消費対策事業の総合的な実施	30,000	85,600	35.0
22 (社) 栃木県畜産協会	農政部	畜産振興課	農業者等の畜産経営の改善及び発展の支援	93,500	230,600	40.5
23 (社) 栃木県治山林道協会	環境森林部	森林整備課	治山、林道及び林野観光に関する、計画策定、測量、設計並びに工事現場の管理等			
24 (社) 栃木県緑化推進委員会	環境森林部	地球温暖化対策課	緑化に係る普及啓発、緑の募金の推進等	272,000	657,000	41.4
25 (財) 栃木県森林整備公社	環境森林部	森林整備課	分収方式による造林・育林に関する事業の実施等	70,000	100,000	70.0
26 (株) 日光自然博物館	環境森林部	自然環境課	県立日光自然博物館の管理運営等	120,000	300,000	40.0
27 (財) 栃木県建設総合技術センター	県土整備部	技術管理課	公共土木・建設等事業の補完業務	20,000	55,000	36.4
28 (財) 栃木県民公園福祉協会	県土整備部	都市整備課	栃木県総合運動公園、井頭公園等の7県営都市公園の管理・運営及び都市緑化の推進	3,000	3,000	100.0
29 (財) 栃木県体育協会	教育委員会	スポーツ振興課	栃木県のスポーツ振興	4,000	10,000	40.0
30 (財) 日光杉並木保護財団	教育委員会	文化財課	日光杉並木の保護	30,000	50,000	60.0
31 (財) 栃木県暴力追放県民センター	警察	組織犯罪対策課	暴力団員による不当要求行為の防止及び被害者の救済等	449,139	589,139	76.2
32 (財) 栃木県交通安全協会	警察	交通企画課	交通道德の向上と交通事故防止に努め、交通安全と円滑化に寄与する事業の実施等		340,000	0.0
特定指導法人 計(32法人)				8,875,848	14,625,868	60.7

※出資・出えん割合等については、平成21年4月1日現在

※(財)とちぎ県産品振興協会と(社)栃木県観光協会はH21.10.21合併。合併後法人名:(社)栃木県観光物産協会

(社) 栃木県観光物産協会	産業労働観光部	観光交流課	県内の観光事業の振興 県産品の普及・販路拡大	150,000	382,310	39.2
---------------	---------	-------	---------------------------	---------	---------	------

## ii 役職員の状況

(役職員については、21年4月1日現在、常勤者数)

法人名	役員				職員				総計
	法人職員	OB職員	派遣職員	計	法人職員	OB職員	派遣職員	計	
1 栃木県土地開発公社	0	2	0	2	14	0	1	15	17
2 栃木県道路公社	0	2	1	3	12	1	4	17	20
3 栃木県住宅供給公社	0	3	1	4	19	0	3	22	26
4 (財) 栃木県育英会	0	0	0	0	4	2	0	6	6
5 (財) 栃木県消防協会	0	2	0	2	1	0	0	1	3
6 (財) とちぎ生涯学習文化財団	0	2	1	3	50	3	3	56	59
7 (財) とちぎ男女共同参画財団	0	1	0	1	2	0	7	9	10
8 (財) とちぎ青少年子ども財団	0	2	2	4	18	9	34	61	65
9 (財) 栃木県国際交流協会	0	1	0	1	5	1	2	8	9
10 (財) 栃木県環境保全公社	0	1	1	2	0	2	0	2	4
11 (福) とちぎ健康福祉協会	0	3	1	4	209	7	6	222	226
12 (福) 栃木県社会福祉協議会	0	1	0	1	36	0	6	42	43
13 (財) 栃木県保健衛生事業団	0	2	0	2	136	1	0	137	139
14 (財) 栃木県臓器移植推進協会	0	0	0	0	0	1	0	1	1
15 (財) 栃木県産業振興センター	0	2	0	2	16	4	14	34	36
16 (株) とちぎ産業交流センター	0	0	0	0	1	0	0	1	1
17 (財) 大谷地域整備公社	0	0	0	0	1	1	2	4	4
18 ※(財) とちぎ県産品振興協会	0	1	0	1	4	1	1	6	7
19 ※(社) 栃木県観光協会	0	1	0	1	2	0	2	4	5
20 (財) 栃木県農業振興公社	0	3	0	3	58	10	4	72	75
21 (社) とちぎ農産物マーケティング協会	1	1	0	2	2	2	1	5	7
22 (社) 栃木県畜産協会	0	1	0	1	11	1	0	12	13
23 (社) 栃木県治山山林道協会	0	1	0	1	18	2	0	20	21
24 (社) 栃木県緑化推進委員会	0	2	0	2	2	1	0	3	5
25 (財) 栃木県森林整備公社	1	2	0	3	0	2	0	2	5
26 (株) 日光自然博物館	0	1	0	1	16	2	0	18	19
27 (財) 栃木県建設総合技術センター	0	2	3	5	58	23	22	103	108
28 (財) 栃木県民公園福祉協会	0	2	1	3	65	14	0	79	82
29 (財) 栃木県体育協会	0	1	0	1	19	3	21	43	44
30 (財) 日光杉並木保護財団	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31 (財) 栃木県暴力追放県民センター	0	1	0	1	1	1	1	3	4
32 (財) 栃木県交通安全協会	0	2	0	2	97	53	0	150	152
特定指導法人 計(32法人)	2	45	11	58	877	147	134	1,158	1,216

※役職員の内、法人職員については、プロパー職員及びその他団体派遣職員。OB職員、派遣職員は県関係職員。

※(財)とちぎ県産品振興協会と(社)栃木県観光協会はH21.10.21合併。合併後法人名:(社)栃木県観光物産協会

(社) 栃木県観光物産協会	0	2	0	2	6	1	3	10	12
---------------	---	---	---	---	---	---	---	----	----

## iii 財政支出

(各年度決算、単位：千円)

法人名	H18年度			H19年度			H20年度		
	県補助金等	県委託料	計	県補助金等	県委託料	計	県補助金等	県委託料	計
1 栃木県土地開発公社	10,227	85,418	95,645	3,898	65,027	68,925	3,255	69,525	72,780
2 栃木県道路公社	405,972	282,160	688,132	89,593	278,468	368,061	21,951	271,441	293,392
3 栃木県住宅供給公社	2,418	679,096	681,514	9,161	584,536	593,697	9,580	557,466	567,046
4 (財) 栃木県育英会	252,295	0	252,295	296,976	0	296,976	278,456	0	278,456
5 (財) 栃木県消防協会	13,010	0	13,010	10,803	0	10,803	13,354	0	13,354
6 (財) とちぎ生涯学習文化財団	221,376	722,279	943,655	198,494	714,317	912,811	194,258	687,973	882,231
7 (財) とちぎ男女共同参画財団	50,818	214,842	265,660	58,242	209,271	267,513	48,743	202,270	251,013
8 (財) とちぎ青少年こども財団	64,044	1,088,864	1,152,908	82,291	1,092,556	1,174,847	76,600	1,086,278	1,162,878
9 (財) 栃木県国際交流協会	115,913	22,200	138,113	93,399	31,934	125,333	85,989	33,815	119,804
10 (財) 栃木県環境保全公社	51,890	400	52,290	127,552	400	127,952	89,969	1,000	90,969
11 (福) とちぎ健康福祉協会	964,503	876,957	1,841,460	955,781	814,711	1,770,492	952,735	790,273	1,743,008
12 (福) 栃木県社会福祉協議会	325,820	241,906	567,726	317,927	240,733	558,660	311,091	242,488	553,579
13 (財) 栃木県保健衛生事業団	13,116	142,469	155,585	0	129,729	129,729	4,315	132,032	136,347
14 (財) 栃木県臓器移植推進協会	5,886	5,143	11,029	0	10,805	10,805	0	10,807	10,807
15 (財) 栃木県産業振興センター	314,526	35,835	350,361	296,151	42,233	338,384	282,191	33,303	315,494
16 (株) とちぎ産業交流センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 (財) 大谷地域整備公社	101,884	0	101,884	86,949	0	86,949	84,266	0	84,266
18 ※ (財) とちぎ県産品振興協会	23,688	11,124	34,812	23,326	5,553	28,879	24,218	4,644	28,862
19 ※ (社) 栃木県観光協会	7,000	32,476	39,476	37,157	0	37,157	47,237	0	47,237
20 (財) 栃木県農業振興公社	144,713	448,500	593,213	143,863	429,012	572,875	122,305	442,007	564,312
21 (社) とちぎ農産物マーケティング協会	55,577	702	56,279	55,879	698	56,577	40,681	653	41,334
22 (社) 栃木県畜産協会	132,340	10,825	143,165	100,381	4,616	104,997	101,466	1,409	102,875
23 (社) 栃木県治山林道協会	0	129,798	129,798	0	159,391	159,391	0	118,684	118,684
24 (社) 栃木県緑化推進委員会	19,590	6,896	26,486	13,540	7,612	21,152	213,518	18,774	232,292
25 (財) 栃木県森林整備公社	241,801	14,631	256,432	237,678	13,995	251,673	172,668	153,542	326,210
26 (株) 日光自然博物館	0	119,691	119,691	0	119,691	119,691	0	119,691	119,691
27 (財) 栃木県建設総合技術センター	0	1,696,732	1,696,732	0	1,481,794	1,481,794	0	1,325,059	1,325,059
28 (財) 栃木県民公園福祉協会	58,099	947,424	1,005,523	54,819	947,424	1,002,243	23,502	947,424	970,926
29 (財) 栃木県体育協会	461,590	132,842	594,432	457,918	132,086	590,004	447,927	132,606	580,533
30 (財) 日光杉並木保護財団	7,059	37,375	44,434	7,066	30,679	37,745	6,806	460	7,266
31 (財) 栃木県暴力追放県民センター	24,797	1,703	26,500	24,908	1,688	26,596	25,062	1,688	26,750
32 (財) 栃木県交通安全協会	0	738,499	738,499	0	730,097	730,097	0	680,331	680,331
定指導法人 計 (32法人)	4,089,952	8,726,787	12,816,739	3,783,752	8,279,056	12,062,808	3,682,143	8,065,643	11,747,786

※ (財) とちぎ県産品振興協会と (社) 栃木県観光協会はH21. 10. 21合併。 合併後法人名： (社) 栃木県観光物産協会

## 6 おわりに

本検討会は、議長からの諮問を受け、本県の出資法人のあるべき姿について、企業局事業等あり方検討会の検討結果を踏まえ、様々な角度からの調査検討を引き続き行ってきた。

今回、ここにまとめられた報告書は、廃止や統合などの厳しい内容となっているが、県政を取り巻く経済的・社会的環境が大きく変化する中、県出資法人の役割や必要性について予断を持たずに見直した結果であり、これにより、県政の効率的な運営はもとより、法人が実施する事業や法人そのものの一層の活性化も併せて図られることで、県や法人を始め多様な主体が協働しながら、県民益の最大化を実現することができると期待する。

なお、県出資法人の見直しを行う過程において、法人によっては財産（債務）の処理や関係職員への対応などの課題を解決していく必要があることから、別紙附帯事項（23頁）に掲げる事項に留意の上、提言を実施することを期待する。

また、それらの課題は、現下の財政状況を鑑みると、出来る限り早期に道筋をつけるべきであり、県議会としても、その進捗状況を定期的にチェックするとともに、県民へ情報提供をしていく必要がある。

結びに、本検討会としては、本報告書で提言した各項目が、県政運営に十分に反映され、着実に実施されることを強く要望するものであり、課題解決に向けて県議会としても最大限の支援・協力を惜しまないものである。

## ◇◇附帯事項◇◇

### (1) 見直しの際に想定される課題への対応

県出資法人の見直しにおいて、解決すべき諸課題については、次のような対応策も踏まえて検討する必要がある。

○債務処理については、例えば、債務処理機関の設置（県版債務処理機構）や、県の代物弁済方式の導入、第三セクター等改革推進債の活用を図る。

○法人職員の処遇については、法人の自立化に向けた気運醸成と帰属意識向上に向け、職員のモチベーションを高めるため、例えば、有能な人材は積極的に役員や管理職に登用する、また出資法人版人材バンクを設立するなどにより、職員の処遇に配慮しつつ、他法人や民間、県での引き受けにより職員数の適正化を図る。

### (2) 見直し後の法人への対応

統合に仕分けされた法人や、廃止された法人に関する業務の受け皿として新たに法人を設置する場合は、設立の目的や趣旨に基づく業務を行うための能力を有する組織であるとともに、最適な人員と財政となるよう、十分留意する必要がある。

また、存続に仕分けされた法人についても、設立された目的を達成するため、前例踏襲による業務を行うのではなく、業務を精査の上、指摘された事項に対する的確な対応がしっかりとされているか指導していく必要がある。



## 7 県出資法人あり方検討会 委員名簿

会 長 板 橋 一 好

副会長 野 田 尚 吾

委 員 齋 藤 孝 明

委 員 琴 寄 昌 男

委 員 金 子 裕

委 員 若 林 和 雄

委 員 櫛 淵 忠 男

委 員 相 馬 憲 一 (平成21年8月19日まで)

委 員 星 一 男

委 員 山 田 美也子

委 員 島 田 文 男

委 員 木 村 好 文

(注) 上記は、正副会長を除き、期数順・議席番号順である。

## 8 調査関係部課室

経営管理部 行政改革推進室